

# 国際交流「世界の森やまなし」キックオフイベント実施等業務仕様書

## 1 業務名

国際交流「世界の森やまなし」キックオフイベント実施等業務委託

## 2 目的

近年、国際的な交流事業では植樹を取り入れたイベント開催が主流となっている。このため、山梨県では諸外国との友好促進とSDGsの実現に向け、日本を象徴する富士山を望む富士北麓地域に国際交流活動の場である「世界の森やまなし」を創設し、本年秋に各国大使等を招待する中で、美しい森林景観の中で行う植樹活動を通じた国際交流の推進と本県の魅力を世界に発信するのにふさわしいキックオフイベントを開催する。本業務は、この植樹イベント等の企画立案、実施などを行うことを目的とする。

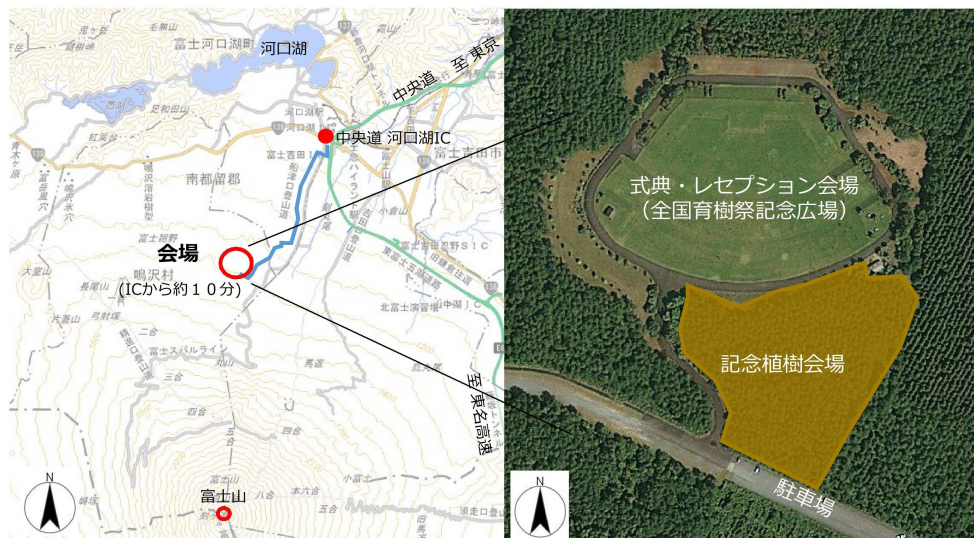
## 3 業務期間等

契約日から令和5年12月22日（金）まで

キックオフイベントの開催

日時：令和5年10月19日（木） 11:00～14:00（予定）

場所：山梨県南都留郡鳴沢村字富士山地内 全国育樹祭記念広場



当日スケジュール（予定）：式典、記念植樹、記念撮影、ランチレセプション

## 4 業務内容

### (1) キックオフイベント及び広報PR活動の企画立案

- ・ 記念植樹等交流活動の場として国際交流「世界の森やまなし」のオープンを盛り上げるとともに、同会場を中心に本県の森林の魅力などを世界に発信するPR活動を企画するものとする。
- ・ 各国大使等を招く中で、具体的な植樹活動を含む式典、ランチレセプション、県産品PR方法などを示しながら、本イベントを効果的に実施するための工夫がなされた企画内容を提案するものとする。
- ・ 企画内容については、国際交流「世界の森やまなし」を中心とした本県の魅力を国内外に広く周知するものとし、イベント以外でも多くの目に触れられるようなPR手法を取り入れるなど、様々な媒体を活用して効果的な発信を図るものとする。

### (2) 実施計画（スケジュール等）の策定

- ・ (1) にて企画したイベントについて、スケジュール実施計画を策定するものとする。

### (3) イベントの開催準備及び運営（設営・撤去等含む）

- ・ イベントの準備（ゲストのとりまとめ事務等含む）及びイベントに必要な機材、運営に要するスタッフ、開催に係る事務手続き、その他イベント開催に必要となる一切の手配をするものとする。
- ・ イベントの運営に際し、必要な記録（写真撮影、録画、録音等）を行うものとする。
- ・ 当日のゲストは約300人と想定する。（各国大使、国会議員など）
- ・ 式典、ランチレセプション会場に、大型テントを設置するものとする。
- ・ ランチレセプションにおいては、可能な限り県産食材を活用し、ライブキッチンスタイル等で料理を提供するものとする。

### (4) 広報PR活動

- ・ イベント等を県内外そして幅広い世代に広く周知することのできるよう、報道機関、情報誌、SNS など効果的な広報媒体を活用した情報発信を行うものとする。
- ・ 国際交流「世界の森やまなし」の創設とキックオフイベントに係るPR動画、パンフレットの制作などを行うものとする。

## 5 進捗管理

委託契約締結後、速やかに業務に着手することとし、県の求めに応じて進捗状況の報告を行うこと。

## 6 実績報告及び報告期限等

実績について業務完了報告にまとめ、報告期限までに報告すること。

報告期限 令和5年12月22日（金）

## 7 著作権等

- ・ イベントに使用する映像・音楽等がある場合には、その著作権・肖像権の許可など、権利関係の処理は、県が提供したものを除き、受託事業者が行うものとする。
- ・ 業務に係る成果品の著作権等は県に帰属するものとする。
- ・ 業務内で作成した各種コンテンツがある場合は、県のホームページ、印刷物での二次使用、会議資料等への掲載等を行う場合がある。県が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないよう、受託事業者は制作に当たって必要な許諾を得るものとする。
- ・ 委託料には、デザイン企画・設計に係る著作権その他一切の権利関係の整理に係る費用を含むものとする。

## 8 留意事項

- ・ 委託業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。
- ・ 受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに県と協議を行うこと。
- ・ 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- ・ 委託業務は、契約期間終了後も含めて、県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する。会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- ・ 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

## 9 その他事項

- ・ 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に県の承諾を得るものとする。
- ・ 受託事業者は、委託業務の目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の内容について県と協議し変更することができるものとする。
- ・ 本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うものとする。
- ・ 委託業務に関して紛争が生じた場合には、受託事業者の責任において処理するものとする